

土砂搬入申し込み・料金振込・搬入手続きフロー図

(受付窓口)

横浜港埠頭株式会社 建設発生土受入事業課
 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階

 二重線は申込者にお問い合わせの手続きです。

港湾局(新本牧事業推進課)への事前相談が必要です
 ・工事発生総土量が500m³以上の場合、事前に横浜市港湾局新本牧事業推進課に相談し、試料採取箇所等の指示を受けてください。

みどり環境局(公園緑地維持課)への事前確認が必要です
 (事前確認通知書(写)は申込み毎)

500m³~1万m³未満
 ・土砂検定試験表が必要です。

1万m³以上
 ・土砂検定試験表が必要です。
 ・申込み前に横浜港埠頭(株)と事前協議が必要です。

500m³未満

注)1工事で発生する土砂が500m³未満であっても、河川、工場用地、工場跡地から発生する建設発生土については、土砂検定試験表が必要です。港湾局新本牧事業推進課に事前相談してください。

新規申込
 ①副申書・建設発生土搬入申込書(様式1)
 ②建設発生土搬入車両登録書(様式2)

・申込みは半期毎です。〔上期: 4月1日~9月30日搬入分
 〔下期: 10月1日~3月23日搬入分
 (工期が連続していても10月以降土砂搬入する場合は、「新規」として「様式1」、「様式2」を整え、申込んでいただきます。

継続申込

継続申込みの際は「確認書」を持参してください。

・半期内で副申土量を分割して申込み場合、2回目以降は継続の扱いとなります。様式2(車両登録書)は必要ありません。

受付窓口にお越しください
申込書受付
 ・提出書類の審査

土砂料金納入通知書(振込依頼書)の発行
 ・金融機関への振込依頼書

・納入通知書(振込依頼書)は即日発行します。

土砂料金を指定口座に振込み
 領収印の確認をしてください。

・振込はお渡しした納入通知書の振込依頼書でお願いします。
 ・振込は現金又は銀行発行の預金小切手のみの扱いとなっています。
 ・ATMやインターネットバンキング等での振込はできませんので、ご注意下さい。
 ・ゆうちょ銀行では、振込みできません。

領収書を持参し受付窓口にお越しください。
建設発生土搬入整理券等の発行
 ①建設発生土搬入整理券(2t、3t、4t、8t、10t)
 ②搬入車証
 ③確認書(2枚)

・領収書はコピーさせて置き、その場でお返しします。
 ・「搬入整理券」と「搬入車証」をお渡します。
 ・申込書の内容を記載した「確認書」2枚をお渡します。発注者と申込者の控としてお受けください。

搬入整理券等の受領

中継所に土砂搬入
 大黒ふ頭中継所又は幸浦中継所

・使用する前に必ず搬入整理券に車両番号を記入してください。
 ・「搬入整理券」と「搬入車証」を中継所ゲートで係員に渡してください。
 ・搬入整理券の「控」と「搬入証明」及び「搬入車証」を受け取ってください。
 ・搬入車証は繰り返し使用してください。
 ・設計変更や半期内未搬出等により使用しなかった搬入整理券は、様式3により還付請求し払戻しを受けてください。

完了